

令和4年4月13日

保護者 様

福井市清水中学校
校長 牧田 菊子

学校への電話連絡について（お願い）

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成31年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されており、令和2年度4月からは、「福井県教育委員会規則」および「福井市立学校管理規則」において、教職員の時間外勤務時間（いわゆる「残業時間」）について上限規定が設けられました。それを受けて福井市教育委員会では、教職員の残業時間を減らす方法の一つとして、福井市内の全ての小中学校に電話連絡を受ける時間帯を限定する電話機を導入しました。

令和4年度からの登校時間変更を受け、本校への電話連絡が可能な時間帯は下記のとおりとさせていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、この件につきましては、昨年度、福井市PTA联合会のご了解を得ておりますことを申し添えます。

記

1 電話連絡ができない時間帯

○月～金：午後6時30分から翌日午前7時30分まで

※土、日、休日は終日、音声案内となります。土日や休日に行われる部活動の欠席連絡方法については、各部活動の顧問から連絡します。

※上記の時間帯には次の案内が流れます。留守電（録音）機能はありません。

「ただ今の時間は、業務時間外となっております。平日の業務時間内に改めてご連絡ください。」

※ノー部活デーは午後5時30分、長期休業中の平日は午後4時30分で留守番電話に切り替わります。学校行事等の都合で、上記の時間帯以外でも電話がつながらない場合があります。

2 その他

- ・教職員が業務で職員室内に残っていても、特別な場合を除き、留守番電話時間帯の電話には対応できません。
- ・上記を基本の運用としますが、今後運用方法の見直しを行う場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。